

大分大学医学部附属病院運営委員会細則

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第14条第2項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、病院長の諮問に応じ、大分大学医学部附属病院の管理運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 各診療科長
- (3) 中央診療施設の各部長
- (4) 特殊診療施設の各部長及びセンター長
- (5) 薬剤部長
- (6) 看護部長
- (7) 医療技術部長
- (8) 医学・病院事務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第3項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成20年医学部附属病院細則第1-11号)

- 1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院運営委員会規程(平成16年医学部規程第1-23号)は、廃止する。

附 則 (令和6年医学部附属病院細則第1-11号)

この細則は、令和6年5月29日から施行する。